

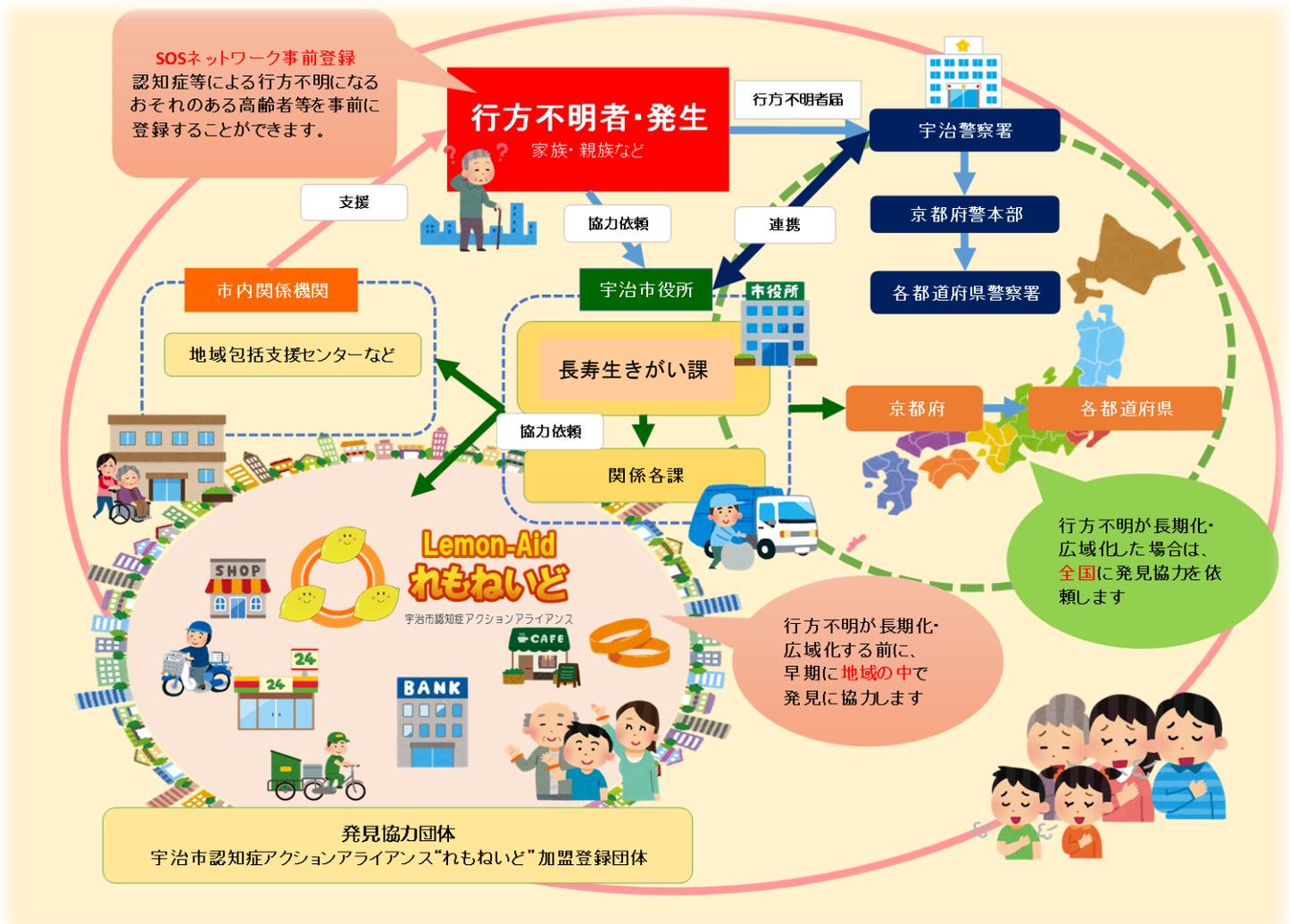
エス・オー・エス

宇治市高齢者等 SOS ネットワークのご案内

～地域でつながり認知症の人が安心しておでかけできるまちを目指して～

認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録いただくことで、行方不明になられた場合に、すみやかに関係機関と連携・情報共有し、早期に発見保護することを目的とした取り組みです。

【SOS ネットワークのしくみ】



宇治市 長寿生きがい課 地域包括ケア推進係

☎0774-22-3141 (代表)

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始除く)

「事前登録」について

- ①認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の情報を事前にご登録いただくことで、行方不明が発生した際の情報確認をスムーズにし、すみやかに SOS ネットワークによる発見協力を依頼できます。
- ②事前登録をされた方には「身元確認シール」を交付します。行方不明になり、保護されたときに登録対象者が自身の名前や住所が答えられない場合に、シールに記載されている番号を宇治市役所に伝えることで、身元を確認することができます。



交付する「身元確認シール」

靴やかばんなどに貼ることができるシールと、衣類にアイロンでプリントをすることができるアイロンプリントを各1シート。

登録対象者：市内在住で、認知症等により行方不明になるおそれのある65歳以上の者、または認知症疾患の診断を受けた64歳以下の者。

申請者：登録対象者ご本人、その家族または成年後見人など。

※登録対象者ご本人が申請される場合は、ご家族の同意が必要です。

提出物：宇治市高齢者等 SOS ネットワーク登録申請書と登録対象者の写真

登録期間：3年度間（登録日の属する年度を1年度目として3年度目の末日まで）

「発見協力」について

対象者が行方不明になった場合、宇治警察署と連携して、地域包括支援センターや『宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど”』に加盟登録している協力団体に、市から対象者の情報を提供し発見協力を依頼します。

行方不明が発生したら・・・

- ①宇治警察署
 - ②長寿生きがい課
- ◎必ず警察署に行方不明者届を出してください。
☎0774-22-3141（代表）



【利用にあたって（ご了承いただきたいこと）】

- ◆ 発見協力は、地域包括支援センターや協力団体の通常業務の範囲内での活動を原則としています。搜索活動を行うものではありません。
- ◆ 行方不明になられた場合、事前登録された情報に加えて、行方不明になったときの対象者の状況（時間、場所、着衣の特徴、所持品など）や発見協力依頼の範囲を別途、ご確認させていただきます。
- ◆ 市役所閉庁時（夜間・休日・年末年始）は、市役所から地域包括支援センターや発見協力団体へ協力依頼（解除）の連絡ができないことがあります。